

|             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 氏 名         | と や のぶ ひろ<br>登 谷 伸 宏    |
| 学位(専攻分野)    | 博 士 (工 学)               |
| 学 位 記 番 号   | 工 博 第 2648 号            |
| 学位授与の日付     | 平 成 18 年 3 月 23 日       |
| 学位授与の要件     | 学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当 |
| 研究科・専攻      | 工 学 研 究 科 生 活 空 間 学 専 攻 |
| 学 位 論 文 題 目 | 近世における公家の集住形態に関する研究     |

論文調査委員 (主 査) 教 授 高 橋 康 夫 教 授 高 田 光 雄 助教授 山 岸 常 人

## 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、近世京都における公家の集住形態・居住形態について考察を加え、その様相、特質を解明しており、序章、終章を含め8章から構成される。

序章では、先行研究の成果と課題についてまとめ、公家の集住形態・居住形態の具体的な様相を明らかにする意義を明確にし、その上で本論文の構成について説明を加えている。

第1章では、17世紀後半における公家の集住形態について検討している。まず、公家町が内裏・院御所・公家屋敷地のみで構成される「築地之内」、居住地として「築地之内」に準ずる二階町・梨木町、公家屋敷地の集中する町人地により重層的に形成されていること、「築地之内」は親王家、摂家、清華家、旧家の屋敷地が大部分を占め、近世以降創立・再興した公家は多くが「築地之内」を取り巻くように居住することを明らかにしている。ついで、「築地之外」に居住する創立・再興した公家のなかには、買得地に居住する公家、経済的に不安定で借屋居住、親族の屋敷への同居を余儀なくされた公家がいたことを指摘している。また、公家の居住地に関する幕府の対応から、幕府が公家の集住形態に対して積極的には関与しておらず、町人地に居住する公家は居住地をある程度自由に選択できたこと、「築地之内」周辺への集住は、各公家が朝廷への勤仕に対する利便性を求めた結果形成されたことを解明している。

第2章では、宝永の大火後に行われた公家町再編について、基礎的な事実関係を確定している。幕府は宝永の大火を契機として、初めて防火対策の強化を主要な目的とした公家町再編に着手した。幕府は大火直後から再編計画の策定を始め、用地確保のため大規模な公家の屋敷地替え、町屋の郊外への移転を実施した。本章では以上のことを指摘した上で、道路拡幅、火除地の設置、新たな公家屋敷地の設定といった再編の具体的な過程について事実関係を明らかにしている。

第3章では、公家町再編により公家町が拡大されたこと、拡大が目的と時期の差により2段階に区分できることを指摘し、第1段階が屋敷地を上地された公家への替地給付、第2段階が屋敷地を拝領していない公家、父子・老母同居により屋敷が狭小となる公家への屋敷地給付を目的としたことを解明した。さらに、後者が集住形態・居住形態に関する問題を解消するために行われたこと、かかる幕府の意図に反して、大火後は経済的な逼迫から屋敷造営を行えない公家が「築地之内」から町人地へ流出したことを明らかにしている。

第4章では、公家町再編の計画から普請までを担った公家町再編機構の構成・機能について検討した。再編計画の策定は京都所司代、京都町奉行、禁裏附が行い、とりわけ所司代には大きな権力が与えられたこと、朝幕間の交渉には日常と同じ経路を用いたことを指摘している。さらに、道路拡幅、屋敷地区画といった再編に関わる普請は、所司代与力一町奉行新家方与力・同心一中井家配下棟梁・大工で編成された普請組織が担ったことを明らかにしている。

第5章では、堂上公家久世家の町人地における屋敷地集積過程の実態について考察を加えている。久世家の具体的な屋敷地集積過程を明らかにした上で、屋敷地の集積に対しては町の意向が強く働き、久世家の思惑通りには進まなかったことを指摘している。

一方、補論では、町人地所在の屋敷地が公家の間で譲渡されていく過程と、譲渡に対して町側の意向が強く働いていたことを明らかにした。

第6章では、地下官人真継家の都市生活の様相について検討を加えている。真継家が御蔵小舎人、諸国鋳物師の本所と同時に、柳原家の雑掌を務めていたことを指摘し、雑掌としての日常的な職務内容などを明らかにした。さらに、真継家の町人地における居住形態の変遷、屋敷の空間的特質を明らかにするとともに、役負担の視点から真継家と町との社会的関係について検討し、地下官人真継家が、諸役を務める限りにおいて、町人としての側面を持っていたことを明らかにしている。

終章では、本論文で得られた研究成果をまとめている。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、近世京都における公家社会の集住形態・居住形態の特質を解明したものである。その主要な研究成果は以下の通りである。

(1) 公家町は、「築地之内」、公家の居住地として「築地之内」に準ずる二階町・梨木町、公家屋敷地が集中する町人地により重層的に構成されること、17世紀には「築地之内」の大部分を親王家、摂家、清華家、旧家に属する公家の屋敷地が占め、近世以降創立・再興した公家の多くは「築地之内」を取り巻くように居住していたことを明らかにした。さらに、幕府は公家の集住形態に対して積極的には関与しておらず、町人地に居住する公家は、借屋居住、親族の屋敷への同居といった居住形態をとっていたことを指摘した。

(2) 宝永5年の大火を契機として幕府が行った公家町再編に注目し、その主要な目的が防火対策にあった点を指摘するとともに、具体的な再編過程、計画から普請までを担った公家町再編機構の構成・機能について基礎的な事実関係を確定した。さらに、再編では公家の集住形態・居住形態の持つ問題を解消するため大規模な屋敷地給付が行われたが、幕府の意図に反し、経済的に困窮した公家が「築地之内」から流出したことを明らかにした。

(3) 堂上公家久世家、地下官人真継家を事例として、町人地に居住する公家の居住形態について検討を加えた。久世家については、近世を通して町屋の買得を進め、大規模な屋敷地を集積した具体的な過程について明らかにした。一方、真継家については、地下官人としてだけでなく、公家の雑掌としての役割を担っていたこと、町人地に居住する上で町人としての側面を持っていたことを明らかにした。

以上、本論文は、近世における公家の集住形態・居住形態の特質を提示したものとして評価でき、学術上、實際上寄与するところが少なくない。よって、本論文は博士(工学)の学位論文として価値あるものと認める。また、平成18年2月21日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。